

株式会社ヤマハミュージックジャパン
代表取締役社長 押木 正人 様

2021年2月10日
ヤマハ英語講師ユニオン
執行委員長 清水ひとみ

契約終了となる講師への対応についての要請書

さて、会場の統合やクラスの集約によって稼働数が減少し、会社や特約店から契約終了を示唆されている事例については当ユニオン側からも指摘してきたところですが、2021年2月9日付け「英語教室事業の改革に伴いヤマハ英語講師契約を終了とする方への対応について」を受け、大きな動揺が広がっています。

当ユニオンの意見を集約しましたので、誠意を持って対応いただくよう要請します。

1 契約終了の回避に向けて全力で交渉すること

「特約店の英語事業の収斂や会場統合・クラス集約の結果、来期稼働が困難となり今期を以て英語講師契約を終了とさせて頂かざるを得ない方々がいらっしゃる事が判明して参りました」とあり、あたかも契約終了に関して会社の責任がないかのような表現となっておりますが、会場の統合やクラス集約を推し進めたのは会社であり、英語講師側の都合ではありません。しかも、会場統合やクラス集約による不満が生徒や保護者から上がっていますが、会場統合やクラス集約の権限がない講師がこれを受け止めなければならず、本当に辛い思いをしています。

会社の都合で講師が不利益を被っていることについて、もっと真摯に受け止めていただきたいです。

また、英語講師は、会社との間で契約をしているのであり、特定の特約店との間で契約を締結しているわけではありません。勤務地について契約時に合意しているわけでもありません。現在勤務している特約店の稼働がなくなるとしても、別の特約店での稼働を提案するなどの配慮・対応は当然に行うべきですから、契約関係の維持に向けて全力で交渉するよう要請します。

契約関係の終了を回避する努力が見られない中で、一方的に契約終了に至るような事例が報告された場合、当ユニオンとしては到底承服することはでき

きません。ユニオンを通じて繋がった全国の大切な仲間が講師としての立場を失うことも絶対に容認できません。

契約を維持できるよう最大限の努力を尽くすことを強く要請します。

2 支給金とその金額について

上記書面には、「英語教室事業へのご貢献と今般の改革に対するご協力への感謝の気持ちとして感謝金をお支払いさせて頂くことと致しました。」とあります。

そもそも、多くの英語講師は、継続的に講師業務を行い、貴社の売上げにも大きな貢献をしてきました。会場の統合やクラスの集約については何らの責任もないにもかかわらず、一方的な都合により、講師を続けたいのに続けられない状態になったのです。契約終了という重大な不利益を生じさせるのですから、本来は、慰謝料・解決金名目での金銭の支払いすら要求したいところです。

また、会社の説明のように、事業への貢献等に対する感謝の気持ちを示すものであるならば、今回の感謝金は実質的には退職金と同様のものと理解できますから、単なる「感謝金」ではなく、これまでの貢献に真に見合ったものとするべきです。

さらに、英語講師にとっては、2020年、コロナ禍によって大きな生活上の打撃を受けたにもかかわらず、1か月分の報酬のわずか20%相当の「見舞金」しか支給されなかったという苦い経験があります。重要なパートナーであったにもかかわらず、生活していけるだけの額とはかけ離れた額の支給でした。「見舞金」という名称に対して、「講師の生活実態がわかっていない」「馬鹿にされているように感じる」という声まで上がっていたところです。これ以上英語講師が落胆することのないよう、支給額については十分にご検討ください。

以上のとおりですので、一方的な都合で契約終了となった英語講師の不利益に見合うだけの額を支給するようご手配ください。

当ユニオンの組合員にも、契約終了を示唆されている者がいます。仮に、中途半端な支給となるのであれば、当ユニオンとしても大きな抗議の声を上げざるを得ません。

3 感謝金支払いの要件について

感謝金支払いの要件として、「現在受持ちのクラスについて今年度の終了時点までレッスンを継続して完遂して頂く」とされていますが、既に2020

年の段階から契約終了を示唆され、契約更新を諦めて転職活動を行っている英語講師も存在するところであり、年度の終了時まで勤務しない予定の者もおります。もう少し案内が早ければ違った対応も検討できたと思いますが、既に2月であり、あまりに直前です。

今回の「感謝金」の支給が、事業への貢献に対する感謝を意味するのであれば、これまでの貢献の内容を見れば十分であり、2021年3、4月末まで勤務する必然性はないはずです。この要件は削除してください。

4 指導資料等の返却の要件について

指導資料等の返却が要件となっておりますが、指導資料等の返却に要する費用は、従来講師負担となっていました。しかし、今回契約終了を余儀なくされる講師は、会社側の事情で一方向的に契約終了となり、指導資料等の返却を強いられるのですから、返却に要する費用は会社負担としてください。

5 契約終了対象者の選定理由について

何故、継続して会社に貢献してきた英語講師が一方向的に契約終了（実質的にはリストラ）を告げられなければならないのか、まず第一に本人に納得のいく理由を説明すべきです。その上で客観的で合理的な基準に基づいて公正に人選がされたのか、明確に示すべきです。会社として真摯にかつ十分に誠意をもって対応することを強く要請します。